

1. 構造等規制制度の概要

1.1 構造等規制制度の趣旨・狙い

- 古来、我が国では、地下水を身近にある貴重な淡水資源として広く利用してきた。現在でも、地下水は、我が国の水使用量の1割強、都市用水（生活用水及び工業用水）の約4分の1を占めているなど、貴重な淡水資源として利用されている。また、近年の気候変動による降雨の変化、災害時の水源の確保等を踏まえれば、将来的にも淡水資源としての重要性は高まると考えられる。

さらに、水循環の過程で地下水が地表に現れた湧水が、住民に安らぎの場を提供したり、環境学習の場や観光資源として活用されたりすることもある。
- また、環境省の「今後の水環境保全に関する検討会」が平成23年に取りまとめた「今後の水環境保全の在り方について」の報告書において、「望ましい水環境像」として「汚染のない安全な地下水」が挙げられ、「速やかに解決されるべき課題」として、「地下水汚染対策」が取り上げられている。（参考：図1-1）
- こうしたことから、本来清浄な地下水の価値を認識し、その恩恵を現在及び将来の世代の人間が享受できるよう保全に努めていかなければならない。
- しかしながら、近年、工場・事業場が原因と推定される有害物質による地下水汚染事例が毎年継続的に確認されている。（参考：図1-2）
- 地下水は、いったん汚染されるとその回復は困難であることから、将来にわたって地下水の水質を効果的、効率的に保全していくためには、その汚染の未然防止を図ることが何よりも重要である。

環境省では、平成20年度末までに全国で確認された地下水汚染事例のうち、工場・事業場が原因と特定又は推定された事例の汚染原因等について、平成21年度に都道府県等の協力を得て調査を実施した。

その結果、地下水汚染を引き起こすこととなった有害物質の漏えい原因として、施設・設備の劣化・破損等による漏えい（施設・設備に係わるもの）と、不適切な作業や設備の操作ミス等による漏えい（作業等に係わるもの）が確認された。
- 水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の規制等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護し、生活環境を保全すること等を目的とする法律である。

水濁法では、平成元年以降、有害物質を使用する特定事業場において、有害物質の地下浸透を禁止している（参考：図1-3）。しかしながら、その後も地下水汚染の事例が継続的に確認されていることを踏まえ、平成23年に水濁法の一部が改正された（平成23年6月22日公布、平成24年6月1日施行）。

水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成23年法律第71号）（以下「改正法」という。）においては、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を取り扱う施設・設備や作業における漏えいを防止するとともに、漏えいが生じたとしても地下への浸透を防止し地下水の汚染に至ることのないよう、有害物質を使用、貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守義務、定期点検及び結果の記録・保存の義務等の規定を新たに設けた。

5. 水環境保全のための今後の取組 —水環境の課題と今後の取組の関係—

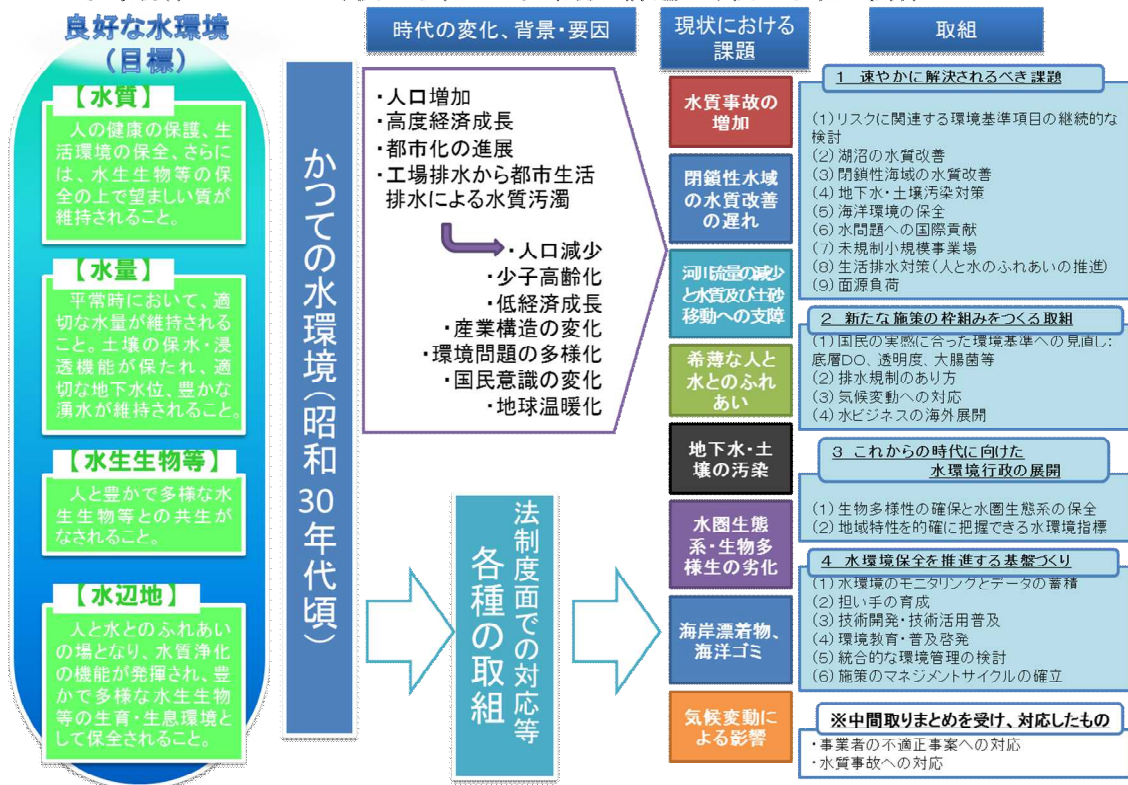


図1-1 水環境保全のための今後の取組（「今後の水環境保全の在り方について」より抜粋）

(事例数)

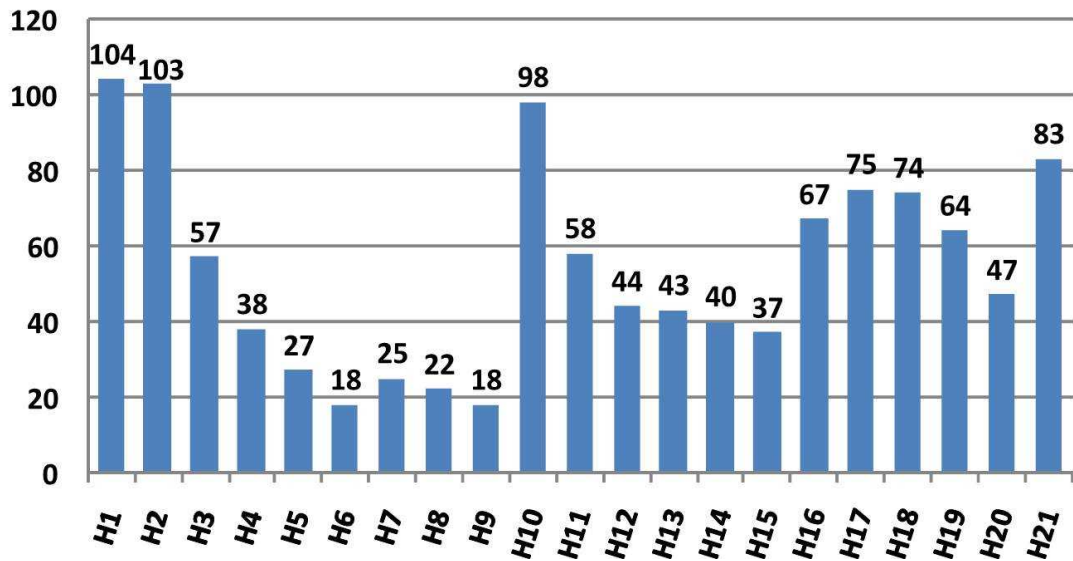


図 1-2 工場・事業場が原因と推定される地下水汚染事例数の推移（環境省調べ）

水質汚濁防止法による地下水質保全対策の体系

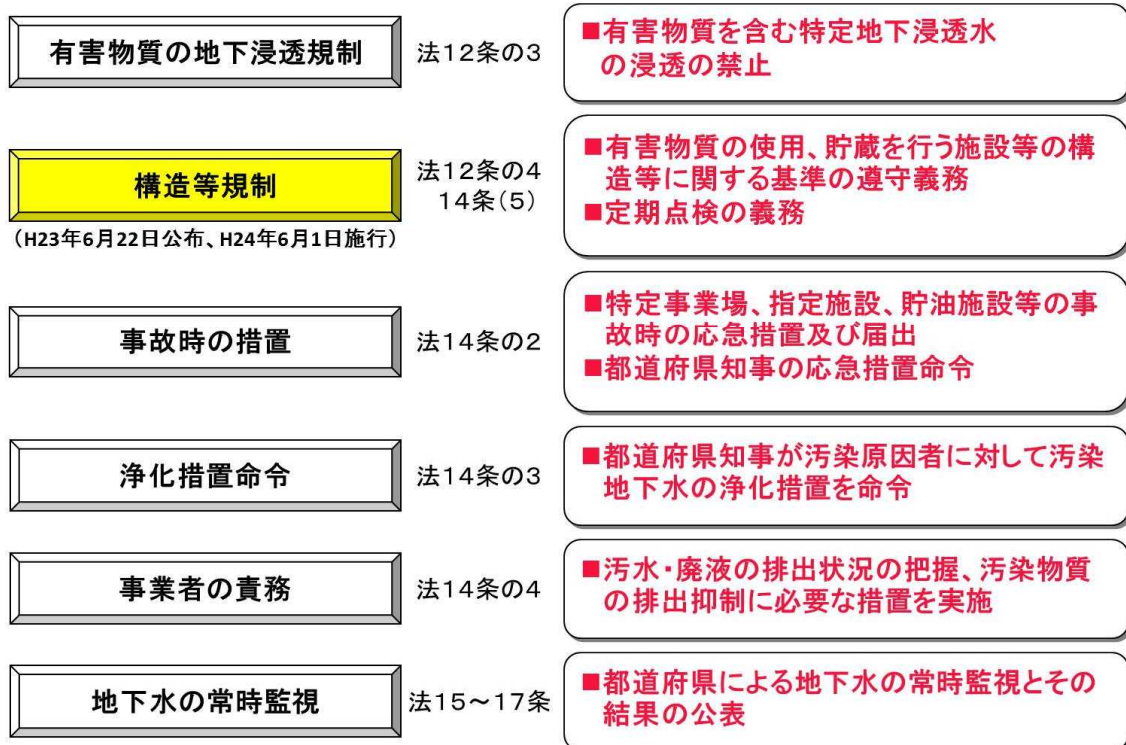


図 1-3 水質汚濁防止法による地下水質保全の体系

1.2 構造等規制制度の概要

- 改正法では、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質使用特定施設等」という。）の設置者に対し、
 - ① 有害物質を含む水の地下への浸透を防止するための構造、設備及び使用の方法に関する基準（以下「構造等に関する基準」という。）を遵守すること
 - ② 有害物質使用特定施設等について、定期に点検し、その結果を記録し、保存することを新たに義務付けるとともに、
 - ③ 有害物質使用特定施設等の届出時において、都道府県知事及び水濁法の事務を実施する政令市の長（以下「都道府県知事等」という。）は、施設の構造等が上記①の基準に適合しないと認めるときは、施設の構造等に関する計画の変更又は施設の設置に関する計画の廃止を命じることができる
 - ④ 有害物質使用特定施設等の供用時において、都道府県知事等は、同様に施設の構造等が上記①の基準に適合しないと認めるときは、施設の構造等の改善又は施設の使用の一時停止を命じることができることを定めた。

- 改正法の施行の際（平成24年6月1日）、現に設置されている有害物質使用特定施設等（設置の工事がなされている場合を含む）については、上記①の構造等に関する基準への対応に一定の期間が必要であることから、構造等に関する基準の適用が3年間（平成27年5月31日まで）猶予される。ただし、その間においては、より充実した内容の点検、例えば点検頻度を高めた定期点検を実施しなければならない。

(1) 構造等に関する基準に関する事項概略

- ① 有害物質使用特定施設等の床面及び周囲
有害物質使用特定施設等の設置場所の床面及び周囲は、有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止できる材質及び構造とする。

- ② 有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する配管等
有害物質使用特定施設等の本体に付帯する配管等（有害物質使用特定施設等の施設本体に接続し、有害物質を含む水が流れる配管本体、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備を含む。以下「配管等」という。）を地上に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えいを防止できる材質及び構造とするか、又は漏えいがあった場合に漏えいを確認できる構造とすること。

地下に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えい又は地下への浸透（以下「漏えい等」という。）を防止できる構造及び材質とするか、又は漏えい等があった場合に漏えい等を確認できる構造とすること。

③ 排水溝等

有害物質使用特定施設等の本体に付帯する排水系統の設備（有害物質使用特定施設等の施設本体に接続し有害物質を含む水が流れる排水溝、排水ます、排水ポンプ等を含む。以下「排水溝等」という。）は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止できる材質及び構造とすること。

④ 地下貯蔵施設

地下貯蔵施設本体及び付帯する配管等のうち、地下貯蔵施設本体は、有害物質を含む水の漏えい等を防止できる材質及び構造とすること。

⑤ 使用の方法

有害物質使用特定施設等に係る有害物質を含む水の受け入れ、移し替え、分配等の作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、地下に浸透しない方法で行うとともに、有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認等、施設の運転を適切に行うこと。

また、有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講じるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。

(2) 定期点検の方法に関する事項概略

- 有害物質使用特定施設等の定期点検は、目視等（目視等による方法が困難であって設備等を用いる場合を除く。）により、有害物質使用特定施設等の設置場所の床面及び周囲、施設本体、それに付帯する配管等及び排水溝等並びに地下貯蔵施設について、構造等に関する基準に応じた項目及び頻度で行い、その結果等を記録し、これを3年間保存すること。
- 点検により、有害物質使用特定施設等に係る異常又は有害物質を含む水の漏えい等が確認された場合には、直ちに補修等の必要な措置を講ずること。
- 定期点検を行ったときは、次の事項を記録すること。
 - ①点検を行った有害物質使用特定施設等
 - ②点検年月日

③点検の方法及び結果

④点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名

⑤点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

○ 定期点検によらず有害物質使用特定施設等に係る異常又は有害物質を含む水の漏えい等が確認された場合には次の事項を記録し、これを3年間保存するよう努めること。

①異常等が確認された有害物質使用特定施設等

②異常等を確認した年月日

③異常等の内容

④異常等を確認した者の氏名

⑤補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容